



千葉県自転車安全利用ルール ちばサイクルール

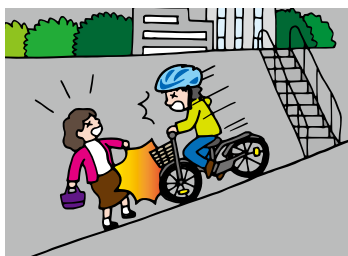
自転車に乗る前のルール

このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

① 自転車保険に入ろう

自転車も**事故の加害者**となることがあります。万が一の事故に備えて**自転車保険に加入**しましょう。

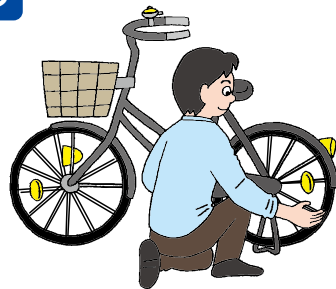
過去には、1億円近い賠償を請求された事例があります。



② 点検整備をしよう

思わぬ事故を防ぐため、自転車も車と同じように**点検・整備を定期的**にしましょう。

ブレーキがよく利くか、タイヤの空気は入っているか、ライトが点灯するかなど、利用する前に必ず点検しましょう。



③ 反射器材（リフレクター）を付けよう

夜間、車や歩行者との交通事故を防ぐため、**ライト（前照灯）、後部の反射器材**と合せて、**側面にも反射器材（リフレクター）**を取り付けましょう。道路を横断する時に、車のライトに反射して発見されやすくなります。

【より発見されやすくするために…】

反射器材を付けるのと同合わせ、白や黄色などの明るい服装を身につけましょう。



④ ヘルメットをかぶろう

自転車用ヘルメットは、転んだときや交通事故にあったときに、衝撃から頭を守ってくれます。

自転車乗車中の事故が多い**高校生以下の子ども**や、転倒などで頭に大怪我をするおそれのある**高齢者**は、自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。

ヘルメットを正しく着用することにより、頭の怪我で亡くなる方の割合は4分の1に減るというデータがあります。



おしゃれなヘルメット

⑤ 飲酒運転はやめよう

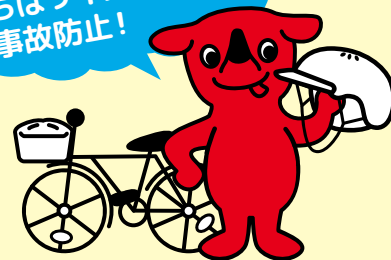
自転車は車の仲間ですので、**飲酒運転は禁止**です。飲酒運転は、ハンドル操作やブレーキの遅れ、判断力の低下などを招くため、**危険な行為**です。

飲酒運転をしないために

- ① お酒を飲んだら自転車に乗らない
- ② 自転車に乗る人にはお酒を飲ませない
- ③ お酒を飲んだ人には自転車を運転させない



ちばサイクルールで
事故防止！



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

自転車は正しく利用しましょう

お問い合わせ／千葉県くらし安全推進課 電話 043-223-2263

詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。

ちばサイクルール

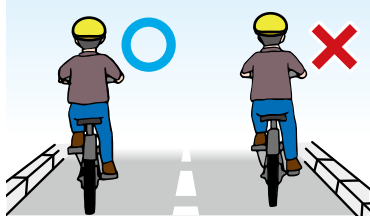
検索

ちばサイクルール

自転車に乗るときのルール

①車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間です。一部の例外を除いて**車道の左側**に寄って通行します。右側通行は大変危険です。



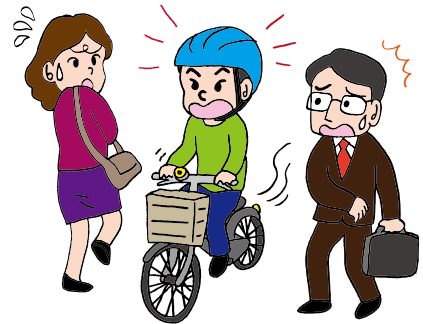
【歩道を通行できる場合】

- ・道路標識や道路標示で指定された場合
- ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- ・車道や交通の状況からみてやむを得ない場合

②歩いている人を優先しよう

歩道は歩いている人が優先です。歩道を通行するときは、車道寄りを通りましょう。周りの様子に気を配り、思いやりのある運転を心がけましょう。

歩いている人が前にいたら自転車から降りて押して歩き、通行の妨げにならないようにしましょう。

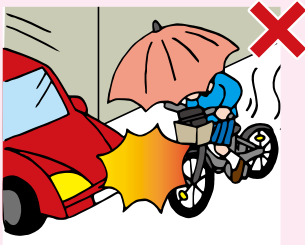


③ながら運転はやめよう

傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの**ながら運転は危険**です。

法令で禁止されているのはもちろんのこと、思わぬ事故の原因になり、あなたや周囲の人が危険に巻き込まれます。

◆ 傘を差しながら



周りが見えにくくなるうえ、風にあおられてバランスを崩しやすくなります。

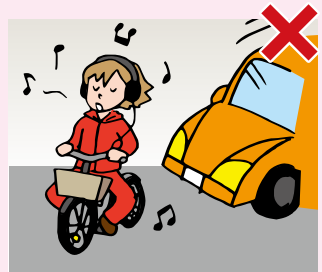
◆ スマホ・携帯電話を使いながら



周りの様子が目に入らなくなり、歩行者や車にぶつかる危険性が高くなります。

◆ イヤホン・ヘッドホンを使いながら

周りの音が聞こえない状態で自転車を運転すると、危険に気づくのが遅くなったり、音楽に気をとられて運転に集中できなくなったりする可能性が高くなります。



④交差点では安全確認しよう

自転車の**事故は、半分以上が交差点**で発生しています。

交差点を渡る時は、信号や標識に従うのももちろん、**徐行や一時停止**をして、周囲の安全を十分確かめましょう。

見通しの悪い交差点や狭い道路から広い道路に出る場合は、特に注意しましょう。

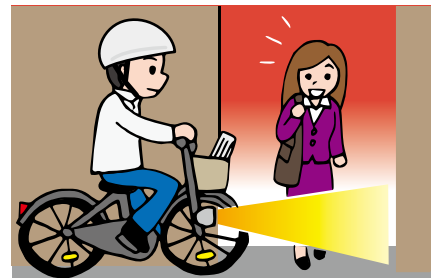


⑤夕方からライトをつけよう

自転車のライト(前照灯)は、前方を照らすだけでなく、**車などに自転車がいることを知らせる**ためのものでもあります。

自転車から車はよく見えますが、車の運転者から自転車は必ず見えていたとは限りません。

特に、**夕暮れ時**は事故が起きやすくなるので**早めにライトを点灯**しましょう。



平成29年9月作成



自転車用幼児座席に乗せることができる 子供の年齢制限が拡大されました

★改正の内容

※千葉県道路交通法施行細則改正（令和3年4月12日施行）

自転車の幼児用座席は、これまで「**6歳未満**」の子供しか乗車できませんでしたが、6歳の誕生日を迎えた後も、「**小学校就学の始期に達するまで**」乗車することができるようになりました。

※「小学校就学の始期に達するまで」…6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日まで

自転車用幼児座席



★乗車できる年齢

保育・就学等	幼稚園・保育園など		小学校
年齢	5歳	誕生日	6歳
改正前	乗せることができる 	乗せられない 	乗せられない
改正後	乗せることができる 	乗せることができる 	乗せられない

★子供を乗せるときのルール

自転車は原則として運転者以外の者の乗車が禁止されています。

ただし、以下の場合、例外的に運転者以外の子供を乗車させることができます。

①16歳以上の運転手が幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）1人を幼児用座席に乗車させる場合



②16歳以上の運転手が幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合



③16歳以上の運転手が、6歳未満の者1人をヒモなどで確実に緊縛し背負っている場合（②に該当する場合を除く）



- 安全のため、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車用幼児座席は、製品ごとに上限体重や目安身長が定められていますので、使用前に必ず確認しましょう。

子供は
2人まで

千葉県警察